

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 廃棄物処理施設の設置の許可に係る生活環境影響調査書の添付等の特例

過去に設置の許可がなされた廃棄物処理施設とその場所、施設の種類、処理する廃棄物の種類、処理能力、構造、位置等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が同一のものである場合その他の場合における廃棄物処理施設の設置の許可の申請については、当該申請に係る生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこととする。 (第八条第三項及び第四項並びに第十五条第三項及び第四項関係)

第二 廃棄物が地下にある土地の形質の変更

一 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとともに、指定区域の指定をするときはその旨を公示しなければならないこととする。 (第十五条の十七第一項から第三項まで関係)

二 地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について一の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について一の指定を解除するものとする。 (第十五条

の十七第四項及び第五項関係)

三 都道府県知事は、指定区域の台帳を調製し、これを保管しなければならないこととともに、その閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないこととする。 (第十五条の十八関係)

四 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこととする (ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。)。 (第十五条の十九第一項関係)

- (1) 七の命令に基づく支障の除去又は発生の防止のための措置として行う行為
- (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- (3) 指定区域が指定された際既に着手していた行為
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

五 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者はその指定

の日から起算して十四日以内に、指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、それぞれ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととすること。（第十五条の十九第二項及び第三項関係）

六 都道府県知事は、四の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとすること。（第十五条の十九第四項関係）

七 指定区域内において六の基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、当該土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生防止のための措置を講ずべきことを命ずることができることとすること。（第十九条の十関係）

第三 指定有害廃棄物の処理の禁止

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの（以下「指定有害廃棄物」という。）の保管、収集、運搬又は処分をしてはならないこととする。こと。 （第十六条の三関係）

(1) 政令で定める指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従って行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の

(2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分

第四 廃棄物の特定の処理施設における事故時の措置

一 廃棄物の処理施設で政令で定めるものの設置者は、当該施設において破損その他の事故が発生し、当該施設において処理する廃棄物又は当該廃棄物の処理に伴い生じた汚水若しくは気体の飛散、流出、地下浸透又は発散により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないこととする。 （第二十一条の二第一

項関係）

二 都道府県知事は、一に規定する者が一に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができるとすること。（第二十一条の二第二項関係）

第五 環境大臣の指示

環境大臣は、産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、その支障の除去又は発生の防止に係る措置命令及び代執行に関する事務について必要な指示をすることができるとすること。（第二十一条の三関係）

第六 罰則

一 第三の規定に違反して指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。（第二十五条第一項第十一号関係）

二 産業廃棄物の処理の受託の罪について、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。（第二十五条第一項第八号関係）

三 不法焼却の罪について、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとするとともに、法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為をした場合における当該法人に対する罰金刑を一億円以下とすること。（第二十五条第一項第十号及び第三十二条第一号関係）

四 不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。（第二十六条第七号関係）

五 その他罰則について所要の措置を講ずること。

第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとすること。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ次によることとすること。（附則第一条関係）

(1) 第六の二から四までの規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(2) 第二の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日

二 所要の経過措置を設けること。（附則第二条、第三条、第七条及び第八条関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

と。(附則第四条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第五条及び第六条関係)